

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて
(案)

令和 6 年●月

目 次

1. はじめに	1
2. 利用目的の適応性における水浴について見直し	2
(1) 現行の環境基準について	2
(2) 見直しの基本的考え方	2
(3) 告示の見直し	3

1. はじめに

令和5年6月に、中央環境審議会大気・騒音振動部会、水環境・土壌農薬部会より「今後の水・大気環境行政の在り方について」の意見具申がなされ、また令和6年5月には「第6次環境基本計画」が閣議決定され、地域ニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方について検討を行うことが重要な課題のひとつとして挙げられている。

このような状況を踏まえ、平成25年8月の「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（諮問）」を受け、より国民の実感にあったわかりやすい指標により、良好な水環境の実現に向けた施策を効果的に実施するため、環境基本法に基づき、水質の汚濁について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のうち、水浴に係る基準を見直すことについて検討を行った。

2. 利用目的の適応性における水浴について見直し

(1) 現行の環境基準について

「水質汚濁に関する環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）（以下「告示」という。）では、利用目的の適応性の一つに「水浴」が位置付けられており、具体的な項目としては pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、N-ヘキサン抽出物質（油分等）が設定されている。また、湖沼では昭和 57 年、海域では平成 5 年には「全窒素、全リン」の環境基準値が設定され、利用目的の適応性の一つに「水浴」が位置付けられている。

(2) 見直しの基本的考え方

水域の類型指定は、一般に一定の広さをもった水域ごとに指定される。例えば、海域で A 類型に指定された水域において、水浴場は、沿岸部のごく一部である一方で、当該水域の水浴場以外の水域で求められる水質は水浴に求める水質と必ずしも一致するとは限らない。このため、水浴に求める基準を一定の広さをもった水域全体に適用することは適当でない場合がある。

また、諸外国での水浴又はレクリエーション用途に係る基準では、「大腸菌数」を採用しているものが多く、「BOD、COD、SS、DO、全窒素、全リン」の項目を対象としているものは少ない。

以上のことから、告示別表 2 の利用目的の適応性の欄から「水浴」を除外した上で、水浴には大腸菌数のみ位置付ける形で備考欄に記載することが適当である。

また、近年、「水浴」は遊泳に限らず様々な利用用途となっていることから、広く水の経口摂取の可能性が高い活動として、水との触れ合い、水域でのスポーツ、レクリエーションなど水に触れる利用が含まれることを「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 92 号、環境省水・大気環境局長通知）」において示すことが適当である。

(3) 告示の見直し

(2) の見直しの基本的考え方をふまえ、告示別表 2 の改正案を表 1 から表 3 に示す。

表 1 環境基準値【河川】

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU/100ml 以下

備考

1～3 (略)

4 水道 1 級を利用目的としている測定点地点（自然環境保全を利用目的としている測定点地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

6-5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

7-6 (略)

表 2 環境基準値【湖沼】

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/1 以下	5 mg/1 以下	7.5 mg/1 以上	300CFU/100ml 以下

備考

- 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみの利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道 1 級を利用目的としている測定点地点（自然環境保全を利用目的としている測定点地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 3 水道 3 級を利用目的としている測定点地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

~~5-4~~ (略)

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴 及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1 以下	0.01mg/1 以下

表 3 環境基準値【海域】

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽 出物質（油分 等）
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	20300 CFU/100 ml 以下	検出されない こと

備考

~~1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。~~

~~1-2~~ （略）

2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

3 （略）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
II	水産 1 種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く)	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下